

不法投棄の状況について

小美玉市 環境課 廃棄物対策係

令和元年度の不法投棄の発生及び対応状況は以下のとおりです

1. 発生状況

主な不法投棄発生状況

通報を受けて対応した，主な事案別の発生件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
不法投棄	11	13	2	3	6	1	12	10	7	11	3	7	86
野焼き	4	6	7	4	5	7	0	7	11	12	7	5	75
その他	4	1	5	1	5	4	3	3	4	1	7	2	40
計	19	20	14	8	16	12	15	20	22	24	17	22	201

(単位:回)

不法投棄作業員による，不法投棄物の回収状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
小川	120	200	-	180	310	-	240	350	310	-	-	100	1,810
美野里	230	-	420	200	-	500	630	260	180	600	580	560	4,160
玉里	-	80	90	-	-	150	120	80	60	70	80	-	730
計	350	280	510	380	310	650	990	690	550	670	660	660	6,700

(単位:Kg)

不法投棄された処理困難物等の処分状況

廃家電（処分個数：単位：台）

品目	美野里地区	小川玉里地区	計
冷蔵庫	30	26	56
洗濯機	26	7	33
テレビ	60	30	90
エアコン	0	0	0
計	116	63	179

タイヤ（処分本数：単位：本）

品目	美野里地区	小川玉里地区	計
乗用車用	77	65	142
トラック用	3	0	3
計	80	65	145

その他処理困難物

品目	数量
廃プラ等(kg)	5,750
ゴムクローラ(kg)	2,890

【参考】

バッテリー（処分個数：単位：個） ※平成30年度実績
86台 ※美野里地区は組合での処理対象外

消火器（処分台数：単位：台） ※平成30年度実績

品目	美野里地区	小川玉里地区	計
消火器	50	25	75

※一斉クリーン作戦にて回収されたものを含む

2. 対応状況

回収（不法投棄作業員）

週3回の回収業務を行う作業員による収集量 6.7 t / 年
※主に幹線及び生活道路等の投棄ごみを回収

地区等に配布した啓発備品

看板（不法投棄）	282個
（ペット糞）	116個
ダミーカメラ，センサー等	144個

不法投棄の傾向

- ・粗大ごみ（廃家電等含む）、建築廃材などの不法投棄が、人目の付きにくい場所や時間帯に散発的に発生する事案が目立っている。（量はトラック1台分程度）
- ・軽微な生活ごみのポイ捨てについては、発生ごみの内容や場所等の状況から常習者による傾向がみられる
- ・処分に費用を要するもの（粗大ごみ、廃家電など）
- ・産業廃棄物
- ・粗大系の生活用品
- ・違法な廃品回収業者

今後の不法投棄の抑止に向けて

- ・地域住民の皆様をはじめ、警察や県央環境保全室などの関係機関と連携しながら、普段から広報やウェブサイト等による啓発活動に努めまして、地域一丸での監視体制強化を図っていきます

3. 具体事例



下玉里 生活道路 建築廃材



小川 私有地 残土・建築廃材



鶴田 農道 建築廃材



小川 私有地 建築廃材



川戸 生活道路 生活ごみ



張星 生活道路 生活ごみ



上合 生活道路 廃家電



飯前 生活道路 建築廃材



大谷 農道 タイヤ



竹原 農地 建築廃材



下玉里 農地 廃家電



小岩戸 生活道路 ゴムクローラ

美しいまちづくりに向けて(不法投棄の撲滅)

不法投棄とは！

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が土壌や地下水、河川に浸透するなど環境問題にもつながりかねない重大な犯罪行為です。絶対に行わないでください。

不法投棄対策を強化するうえで、市民の皆様の協力が何より大事です。地域ぐるみで自分たちのまちを監視し、お互いに地域環境の美化保全を図る取組みが最も大切です。

不法投棄とは

不法投棄・・・廃棄物を定められたルールに従って適性に処理せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為(以下一例)です

- ・ 農地や山林などに廃棄物をトラックで運んで捨てる
- ・ 資材置き場などに廃棄物を野積みにしたまま放置する
- ・ 空き地などに廃棄物をダンプで運んで重機で穴を掘って埋める
- ・ 空き倉庫や工場跡地などに硫酸ピッチなどの有害な廃棄物を持ち込む
- ・ 道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などをポイ捨て

不法投棄には厳しい罰則

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は、3億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます(根拠:廃棄物処理法第25条)

土地所有者の責任

土地の所有者(管理者)は、自分の土地に不法投棄をされた時は、捨てた者が不明な場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません

日頃から、こまめに草刈りをして清潔に保つようにし、みだりに人が立ち入れないように囲いを設置するなどして、土地の管理には十分に注意してください

(廃棄物処理法 第5条 清潔の保持)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない

市の不法投棄防止対策

不法投棄を未然に防止するため、次のような活動を実施しています

- ・ 不法投棄防止用警告看板の配布
- ・ 危険な場所への監視カメラの設置
- ・ 職員等によるパトロール及び回収作業
- ・ 広報紙などによる啓発活動
- ・ 警察や県等関係機関との連携

こんなときは！

甘い言葉に注意

甘い言葉でだまし、私欲のために不法投棄をする悪質な業者が増えています
見知らぬ業者から話しを持ちかけられたときは、十分ご注意ください（以下一例）

例1) 土地を資材置き場として貸したところ、廃棄物が持ち込まれるようになり、事情を確認したが、一時的な保管ですぐ撤去するとの答えだったので信用していたら、廃棄物の山が残されたまま放置された

例2) 『無料で土地を造成しますよ』と話しを持ちかけられたため、いい話だと思い土地の造成をお願いしたところ、不適正な残土の処分の場所に使われ、重機で穴を掘って廃棄物を埋められた

例3) 便利屋(違法な廃品回収)などを装い『ごみを安く処分しますよ』と言って、有料で引き取ったごみを適正に処分せず少し離れたところに捨ててしまう

⇒ 『土地を貸してほしい』と話しを持ちかけられたときは、相手方をきちんと調査し、使用目的などを明確にした上で賃貸借契約を書面で結ぶことが重要です

⇒ 土地の造成をするには、法令等による規制があったり、許可等が必要であったりするので、依頼する前に必ず担当窓口へご相談ください

⇒ 大型のごみや多量のごみを処分する場合は、信頼できる専門業者(許可業者)に依頼するようにしてください

不審な現場を見た

以下のような不法投棄の疑いのある現場を見かけ、不審に思ったときは下記へご連絡ください

- ・ 工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている
- ・ 廃棄物の処理場でもないのに、農地や山林に廃棄物が多量に集められている
- ・ 早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしている
- ・ 空き地などの周囲に突然高い塀が作られた

不法投棄者を見た

“不法投棄をしている者を発見した”または“不法投棄をした者が特定できそうな証拠品を見つけた”ときは、「日時」・「場所」・「投棄物の種類」・「投棄者の特徴」・「車のナンバー」など分かる範囲で記録してください

※ 不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください

※ 投棄者に直接接触することは危険です。絶対に避けてください

【平日】夜間休日を除く（受付時間：8:30～17:15）

◎茨城県 県民生活環境部 廃棄物対策課 不法投棄対策室

不法投棄 110 番 TEL:0120-536-380

廃棄物対策課 TEL029-301-3033 県央環境保全室 TEL029-301-3047

◎小美玉市 環境課 TEL0299-48-1111 内線 1144・1145

【平日夜間休日】

◎石岡警察署 生活安全課 TEL0299-28-0110

関係行政機関

県央環境保全室	TEL	029-301-3044	環境汚染, 公害防止
		029-301-3047	不法投棄
県廃棄物対策課 不法投棄対策室	TEL	029-301-3033	不法投棄, 産廃許可
小川地区 交番	TEL	0299-58-2006	小川地区
美野里地区 交番	TEL	0299-48-0110	美野里地区
玉里 駐在所	TEL	0299-58-2385	玉里地区
水戸土木事務所 道路維持課	TEL	029-225-1316	県道・国道 355 号管理
常陸工事事務所	TEL	0298-41-0928	国道 6 号管理
NEXCO 東日本 関東支社 谷和原事務所	TEL	0297-52-1491	高速道路管理
NEXCO 東日本トラス 谷和原管理出張所	TEL	0297-52-2820	
霞ヶ浦河川事務所 麻生出張所	TEL	0299-72-1428	霞ヶ浦 湖岸管理

【令和3年4月～】ごみ処理及び回収方法等の一部変更

令和3年4月から、新しいごみ処理施設が供用開始となります。
これにあわせて、以下のとおり、市のごみ処理及び回収方法等を変更いたします。



令和3年4月オープン予定 新処理施設イメージ

A. ごみ処理区域

◎環境センター敷地内に新ごみ処理施設を、クリーンセンター敷地内に中間置場をそれぞれ供用開始します

項目	受付日時
新処理施設 「霞台クリーンセンターみらい」	月曜～土曜(祝祭日含む。年末年始除く) 8時30分～16時30分
中間置場	月曜～金曜(祝祭日・年末年始除く) 8時30分～15時30分

※中間置場は、①ガラス陶磁器類 ②粗大ごみ ③草木類 ④紙類 ⑤古布 ⑥びん類 ⑦その他(蛍光灯, 電球等)を取り扱います。

B. 処理手数料

項目	全地区	備考
可燃ごみ	指定袋 45L10枚入り200円 30L10枚入り150円 20L10枚入り100円	集積所回収
粗大ごみ	シール券廃止(美野里地区)	集積所回収
粗大ごみ(生活系)	大1,000円,中500円,小300円(全地区)	戸別回収
廃家電4品目	1,500円 ※収集運搬費(全地区)	戸別回収

※廃家電の処分には別途家電リサイクル券が必要です。

C. 回収方法

※ () は旧方法、赤字は変更箇所

項目	小川・玉里地区	美野里地区	備考
ガラスビン(3種)	月1回	月1回 (隔月1回)	集積所回収
ガラス陶磁器	月1回	月1回 (隔月1回)	集積所回収
カン金属	月2回	月2回 (月2/3回)	集積所回収 ※美野里地区は粗大ごみを含めた回収を廃止
蛍光灯電球	月1回	月1回 (—)	集積所回収
古布【新】 紙パック	隔月1回 (—)	隔月1回 (—)	集積所回収
粗大ごみ・廃家電	月1回	月1回 (—)	戸別回収
回収開始時刻	8時00分	8時00分 (8時30分)	集積所回収
収集曜日エリア	—	一部変更	集積所回収

※草木は、集積所に出す際は、太さ5cm、長さ60cm以内となります。ただし、新処理施設及び中間置場へ搬入の際は、太さ15cm、長さ1.5m以内となります

収集曜日エリア (美野里地区)

※赤字は変更箇所

分別の種類	地区		美野里A	美野里B
	頻度			
地区(学区)	—		堅倉・納場	竹原・羽鳥
燃えるごみ	週2回		月・木曜	火・金曜
資源ごみ	ペットボトル		第1/3水曜	第2/4水曜
	ガラスびん	無色びん	第1火曜	第1木曜
		茶色びん	第2火曜	第2木曜
		その他びん	第3火曜	第3木曜
	カン・金属		第2/4水曜	第2/4金曜
	古紙		第1/3水曜	第2/4水曜
	ガラス・陶磁器		第4火曜	第4木曜
蛍光灯・電球		月1回	第4火曜	第4木曜

D. 周知方法

- ・ 広報紙、市ウェブサイト、家庭ごみカレンダー
- ・ 防災行政無線、小売店への掲示、集積所への周知シール貼付

【担当】

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係 TEL0299-48-1111 内線1144, 1145